

2月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
23	令和8年度直方市教育施策要綱について	各課
24	令和7年度3月補正予算について	各課
25	令和8年度当初予算について	各課
26	直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について	教育総務課

3. 協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	こども育成課
2	直方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	こども育成課
3	直方市ハートフル奨学金条例を廃止する条例について	学校教育課
4	直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級解消について (経過報告)	教育総務課

5. その他 ・3月行事について(学校教育課 当日配布)

- ・小・中学校卒業式(案)について
- ・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和8年1月14日～令和8年2月10日

月	日	曜日	内容	市議会
1	14	水		
	15	木	DX人材育成研修発表会（直方市役所）	
	16	金	第3回直方市保幼小中高連携推進協議会（直方市役所）	
	17	土		
	18	日		
	19	月	直方西小アントレプレナーシップ学習活動報告（直方市役所）	
	20	火	仏教連合会より市へ図書購入費寄附同席（直方市役所）	
	21	水		
	22	木	臨時教育委員会（直方市役所）	
	23	金		
	24	土	谷尾美術館 直方子どもアート大賞展受賞式（谷尾美術館）	
	25	日	第80回直鞍一周駅伝競走大会（鞍手町）	
	26	月	県教育委員会への定数要望（県庁）	市議会 （臨時）
	27	火	福岡県小学校道徳教育研究会北九州・筑豊地区大会（直方南小）	質疑 委員会
	28	水		委員会
	29	木		採決
	30	金	附属小倉小中最終報告会（附属小倉小中）	
	31	土		
2	1	日		
	2	月	定例校長会（直方市役所）	
	3	火	これからの授業研修会（直方第一中）	
	4	水		
	5	木	定例教育長会（書面開催） 学力向上検証委員会（直方市役所）	
	6	金	職員表彰審査会（直方市役所） 行政改革推進本部会議 第3回直方市小中一貫教育推進本部会（直方市役所）	
	7	土	直方西小アントレプレナーシップ販売活動（直方西小） 直方文化連盟70周年記念式典・祝賀会（エクセレントガーデン迎賓館）	
	8	日	第17回新春書き初め表彰式（イオンモール直方）	
	9	月	文化財防火デー（下新入法華寺観音堂）	
	10	火	定例教育委員会（直方市役所）	

教育委員会行事予定

令和8年2月11日～令和8年3月17日

月	日	曜日	内容	市議会
2	11	水		
	12	木		
	13	金	福岡県市町村教育委員会連絡協議会第3回役員会（福岡県中小企業振興センター） 福岡県市町村教育委員会連絡協議会と福岡県退職小・中学校長会との懇談会（福岡市）	市議会3月 定例会告示
	14	土		
	15	日		
	16	月		
	17	火		
	18	水	初任者研修閉講式（北九州教育事務所）	
	19	木		
	20	金	市研究所論文表彰式・発表会（直方市役所）	市議会 提案説明
	21	土		
	22	日		
	23	月	IKKO TALK SHOW（ユメニティのおがた）	
	24	火		一般質問
	25	水	市中学校教科等研究集会（直方第一中）	一般質問
	26	木		一般質問
	27	金		一般質問
	28	土		
3	1	日	第51回直方市民総体第3回直方市少年剣道大会（直方北小）	
	2	月	定例校長会（直方市役所）	
	3	火	2年次研究員修了式（直方市役所）	質疑
	4	水		
	5	木	定例教育長会（北九州教育事務所） 新入地区『つなぐ防災・新入みんなのまちづくり協議会』発足式（下新入自治区公民館）	
	6	金	臨時校長会（直方市役所）	質疑
	7	土		
	8	日	いきいきフェスタ2026（福地小学校）	
	9	月		委員会
	10	火		委員会
	11	水	地域起こし協力隊活動報告会（直方市中央公民館）	委員会
	12	木	中学校卒業式（全中学校）	委員会
	13	金		採決
	14	土		
	15	日	ゆずりあ落成式（直方市保健福祉センター）	
	16	月	令和7年度第2回DX推進本部会議（直方市役所）	
	17	火	小学校卒業式（直方西、新入、上頓野、下境、中泉） 定例教育委員会（直方市役所）	

令和 8 年度

直方市教育施策要綱

直方市教育委員会

教育を取巻く状況

世界は今、グローバル化や人工知能、情報通信技術などの加速度的な進展により、これまでの固定観念は根底から覆され、今後の社会の変化は予想することも困難なものとなっています。今後の社会は、これまでの社会の延長線上にはないものと認識する必要があります。

また我が国においては、人口減少や少子・高齢化、労働力の確保や地域経済の衰退など多くの社会的課題が重なり、閉塞感が漂っています。本市も例外ではありません。これらの課題への対応や解決はこれまでの考え方や手法では不可能です。これからの地方自治体には、慣習や常識にとらわれない、新たなビジョンや戦略が求められます。

その重要な戦略の柱の一つが、「人づくり」だと考えます。未来を見据え、自らの人生を切り拓き、よりよく自己実現を果たす力を持つ人づくりが、直方市の未来を切り拓いていく力となるものと確信します。そこで、これまでの手法や慣習にとらわれない教育の改革、そのための投資が必要になります。

21世紀の社会をたくましく生き抜く子どもを育てるための教育環境、そして子育て環境の充実、また個人がよりよく自己実現を果たすための生涯学習社会の構築など、本市の発展に向けた様々な施策を推進する必要があると考えています。

何もかも新しいことを目指すということではありません。研ぎ澄まされた感覚で時代の変化を敏感に察知し、変わるべきものと、どのように時代が変わろうとも変わらないものを見極めることも重要です。

そこで、これからの本市の教育の方向性と方針を指し示す「直方市 教育大綱」を定めました。

まず、全体を貫く大きなテーマは「未来を拓く」です。これから大きく変化し続けていく新しい時代にあって、たくましく生き抜く力を持つ人づくりを進め、直方市民と直方市の未来を切り拓いていきたいと考えています。

このテーマのもと、「めざす市民像」そして「基本方針」を定めています。

そして、この教育大綱が今後実際に取り組む「直方市教育施策」へと繋がっていきます。

未来を拓く

～新しい時代をたくましく生き抜く人づくり～

めざす市民像

- 主体的に学び続け、創造的な発想で未来を拓く市民
- 多様な価値観を尊重し、異なる文化に生きる人たちと協働して未来を拓く市民
- 自立した人間として、自身の可能性を信じ、未来を拓く市民

基本方針

1. 時代の変化を見据えた教育への変革と推進

正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦すること、さらには、学問分野を超えて、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成する教育を目指します。

2. 可能性を引き出し、才能を伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限ひきだす教育を目指します。

3. 文化を尊重し、国際性と豊かなコミュニケーション力を育む教育の推進

郷土の歴史と文化に対して誇りと愛着を持つとともに、異なる文化を尊重する市民を育成します。

4. すべての人の幸せをかなえる教育の推進

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力する市民を、温かく応援する教育を目指します。

5. よりよい自己実現をめざし、生涯学び続ける力を育む教育の推進

だれもが、いつでも、どこでも学びつづけることができる環境づくりを進めます。

主要施策体系

主要施策名	取組・事業の内容	ページ
1.確かな学力の育成(学力の向上)	①授業改善 ②基礎学力の定着、補充学習等の推進 ③グローバル化に対応した教育の推進 ④ICT機器を活用した学習・指導方法の改善 ⑤日本語指導が必要な児童生徒への支援の推進	5～6
2.豊かな心の育成	①道徳科の授業改善・充実 ②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進 ③人権教育の推進 ④いじめや不登校への対応 ⑤キャリア教育の推進	7～8
3.健やかな体の育成	①体力や運動能力を向上させる取組 ②健康教育・安全教育の推進 ③学校給食の充実による食育の推進	9～10
4.特別支援教育の充実	①継続性のある指導支援の充実 ②就学前における支援の充実 ③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 ④専門性の向上と支援体制の整備	11～12
5.信頼される学校づくりの推進	①教職員研修の充実 ②学校運営・評価システムの充実 ③地域住民等と連携した教育活動の推進 ④安全対策の推進 ⑤学校事務の効率化とDXの推進	13～14
6.教育環境の整備・充実	①学校施設の整備・充実 ②ICT環境の整備推進 ③学校規模適正化基本計画の推進	15
7.社会教育活動の促進	①生涯学習事業の推進 ②生涯学習オンラインプラットフォームの構築 ③地域の高齢者による学習支援 ④市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 ⑤社会教育団体の活動支援	16～17
8.青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実	①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ②子どもの才能の芽を育む事業の実施 ③中高生吹奏楽クリニック事業の実施	18
9.文化施設の振興	①指定管理者と連携した特色を活かした文化施設の活用と運営 ②文化施設間の連携強化	19
10.スポーツの振興	①各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進	20

	②学校や地域と連携を図った事業の実施	
11.文化財の保護と学習機 会の充実	①国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた 取り組みの推進 ②郷土資料室の充実 ③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	21

主要施策 1

1 主要施策名	確かな学力の育成(学力の向上)
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	<p>①基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもを育成するための授業改善を推進する。</p> <p>②基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるための取り組みを推進する。</p> <p>③グローバル化に対応した英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定する。</p> <p>④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善を図る。</p> <p>⑤日本語指導が必要な児童生徒への支援の推進</p>
4 取組・事業の内容	<p>①授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「のおがた授業モデル」を活用した取組の充実 ○「令和8年度ふくおか学力アップ推進事業」の充実 ○習熟度別少人数指導や補充学習の充実 <p>②基礎学力の定着、補充学習等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徹底反復学習の取組の充実 (小中学校において徹底反復学習を推進し学習の土台である集中力を高める) ○学習支援員の配置による補充学習の充実、図書館教育(読書活動)の推進 学習ボランティア、放課後学習、図書館支援員の活用 <p>③グローバル化に対応した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国語指導助手(A L T)の配置と活用促進 ○「小学生英語ひろば」の実施 ○「直方市小中学生英語スピーチコンテスト」の実施 ○中学校全学年での英検 I B A の実施 ○小学校6年生でのオンライン英会話の実施 ○直方市中高生海外派遣の実施 <p>④ I C T機器を活用した学習・指導方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○のおがた情報活用能力体系表「N I Lステップ」の活用 ○タブレット、電子黒板等 I C T機器の効果的な活用 ○教科指導における、デジタル教科書等アプリケーションの活用の促進 ○学習支援ソフト(ロイロノート、スマイルネクスト等)の活用の推進 ○プログラミング教育の推進 ○ I C T支援員の活用 <p>⑤日本語指導が必要な児童生徒への支援の推進</p>

○日本語指導加配教員（県費）の活用の充実 ○日本語指導員（市費）の配置と活用の充実
--

指標	指標の概要	現状値	目標値
①授業改善	直方市標準学力調査（小学校）国語・算数で全国平均値の95% 直方版授業チェックリストの13項目すべての平均値（児童生徒・教師）が4段階評価の3を上回る ※ 調査対象 小学校 5,6年生 中学校 全学年 全担任	国語 1 学年 算数 2 学年 小 3.1 中 3.2 小) 担任 3.0 中) 担任 2.9	国語 全学年 算数 全学年 小 3.3 中 3.5 小) 担任 3.1 中) 担任 3.1
②基礎学力の定着、補充学習等の推進	全国学力学習状況調査（小中学校）すべての教科で全国平均値（100%）	小) 国語 93.6% 算数 90.3% 中) 国語 92.1% 数学 84.7%	小) 国語 100% 算数 100% 中) 国語 100% 数学 100%
③グローバル化に対応した教育の推進	英検 IBA の結果（中学校） 2 年生 英検 4 級相当の生徒の割合	英検 3 級 28%	英検 4 級 40%
④ ICT 機器を活用した学習・指導方法の改善	プロジェクトチームによる ICT 機器を活用した「これからの授業」に関する授業公開もしくは研修 ICT 機器、学習支援ソフトの活用 ・「N I L ステップ」の活用 ・電子黒板の活用 ・タブレットの活用 ・学習支援ツール（アプリ）の活用	年 4 回 新規のためなし 常時/時々活用の割合が 60% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 80%	年 4 回 全小中学校で活用 常時/時々活用の割合が 80% 常時活用の割合 80% 常時活用の割合 80%
⑤日本語指導が必要な児童生徒への支援の推進	個に応じたきめ細かな指導をめざした、日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 ・県費負担「日本語指導加配」の活用の充実 ・市費負担「日本語指導員」の配置 ・市費負担「日本語指導員」の活用の充実	年 2 回担当者会 0 名 活用なし	年 3 回の担当者会の実施 1 名配置 年 3 回の担当者会の実施

主要施策 2

1 主要施策名	豊かな心の育成
2 担当課	学校教育課、文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>①子どもたちが自ら考え、議論する道徳科授業への改善・充実を図る。</p> <p>②自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図る。</p> <p>③人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進する。</p> <p>④いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努める。</p> <p>⑤子どもの発達段階に応じた勤労観、職業観を育み、自立した生き方を考え、進路実現のためのキャリア教育を推進する。</p>
4 取組・事業の内容	<p>①道徳科の授業改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育推進教員の養成と道徳教育の充実 ○道徳科学習指導の充実 <p>②直方の歴史や文化を体感する体験活動等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直方の自然や職業、文化、芸術等に関わる体験活動の推進 (自然教室、石炭記念館・汽車クラブ見学、高取焼体験学習等) <p>③人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直方市中学校ブロック人権教育推進事業の推進 ○人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」、同和教育副読本「かがやき」の効果的な活用推進 ○児童生徒の発達段階に応じた平和に関する学習の推進 <p>④いじめや不登校への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底(SNS等によるいじめも含め、早期発見、早期対応の徹底) ○不登校兆候等、配慮を要する児童生徒の情報収集及び連絡調整、指導・助言 ○行政機関や教育機関との連携 ○直方市教育支援センター(フレンズ)の運営 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用促進 <p>⑤キャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中学校における職場体験学習(夢授業等)実施のため、地域、企業、関係機関、団体の関係者等との連携強化 ○キャリアパスポートの活用の支援

○小中学校におけるアントレプレナーシップ教育の推進

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①道徳科の授業改善の推進	道徳研修会を実施	市内小中学校で実施	市内全小中学校で年1回実施
②体験活動等の推進	各学年の実態に応じた体験活動 高取焼体験、自然教室、石炭記念館・汽 車倶楽部見学、子ども音楽祭、職場体験	すべて実施	すべて実施
③人権教育の推進	各学校人権教育研修会の実施	実施率 100%	実施率 100%
④いじめや不登校への対応	不登校児童生徒の割合	小学校 3.2% 中学校 10.1% (R6 年度末)	小学校 1.5% 中学校 7.5%
⑤キャリア教育の推進	職場体験の実施 アントレプレナーシップ教育の実施	4 校実施 15 校実施	4 校実施 15 校実施

主要施策 3

1 主要施策名	健やかな体の育成
2 担当課	学校教育課、教育総務課
3 取組・事業の目標	<p>①運動に慣れ親しみ、習慣化させることで体力や運動能力を向上させる教育活動を推進する。</p> <p>②生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように健康教育や安全教育を推進する。</p> <p>③学校給食を充実させることにより食に関心を持ってもらい、望ましい食習慣と食に関する実践力を身に着ける。</p>
4 取組・事業の内容	<p>①体力や運動能力を向上させる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新体カテストの実施 (小・中学校、高等学校連携授業による取組の充実) ○スポコン広場等の積極的活用 <p>②健康教育・安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の生活習慣の確立に向けた取組の充実(小中学校) ○規範意識育成のための指導の充実(薬物乱用防止、ネットモラル育成等) ○安全教育・防災教育の実施(交通安全(自転車、歩行、交通ルール等)、救急救命、火災対応地震対応、事故対応等) <p>③学校給食の充実による食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携して行う食育の推進 ○農業振興課と連携した地元農産物活用の推進 ○献立内容の放送の充実 ○献立委員会によるメニュー改善

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①運動やスポーツをする習慣を定着させる取組	新体力テスト（小5、中2） 各種目全国平均値以上	小5男5 小5女4 中2男1 中2女0	全種目で全国 平均値以上 (全8種目)
	スポコン広場チャレンジランキングゾーンへの登録	11校	11校
	部活動外部指導者数	12名	12名
	毎日朝ごはんを食べる割合		
	・小学校 ・中学校	84.9% 91.4%	90.0% 90.0%
②健康教育・安全教育の推進	火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施	全小中学校 2回以上実施	全小中学校 2回以上実施
	交通安全教室の実施	11小学校	11小学校
	情報モラル教育の実施	15校実施	15校実施
	「食に関する指導」を位置付け	15校実施	15校実施
③学校給食の充実による食育の推進	直方産野菜の活用		
	・小学校 ・中学校	4品目 8品目	10品目 10品目
	小学校給食残食率 (栄養士在籍4小学校平均 R7.6月分)	5.37%	3.0%以下
	中学校給食残食率 (4中学校平均 R7.6月分)	9.10%	8.0%以下

主要施策 4

1 主要施策名	特別支援教育の充実
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	<p>①特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導支援の充実を図る。</p> <p>②幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援を充実させる。</p> <p>③特別な支援を必要とする児童生徒が、安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進する。</p> <p>④特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と支援体制の整備を図る。</p>
4 取組・事業の内容	<p>①継続性のある指導支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達障がい児等教育支援事業の実施 (市配置臨床心理士による巡回教育相談、理解・啓発を図るパンフレット等の配布) ○家庭及び福祉機関との連携の強化 ○進学に伴う切れ目ない支援のための情報提供 <p>②就学前における支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学に向けた相談活動・支援の充実 ○保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施 ○1学期の学校見学(特別支援学級、通級指導教室)の実施・同行 <p>③安全・安心かつ効果的に学べる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供 ○特別支援教育支援員の配置 ○通級指導教室の充実 <p>④専門性の向上と支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育研修会(対象:担任、コーディネーター、特別支援教育支援員)の実施 ○特別支援教育担当者研修会の開催 ○特別支援学校との連携 ○スクールカウンセラーの活用

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①継続性のある 指導支援の充 実	臨床心理士による発達相談の実施 小中学校との情報交換会	392 件 全校実施	300 件 全校実施
②就学前におけ る支援の充実	臨床心理士による就学相談の実施 学校見学会の実施	164 件 全校実施	100 件 全校実施
③安全・安心か つ効果的に学 べる環境整備	児童生徒の実態に応じた支援員の配置	43 名の配置	43 名の配置
④専門性の向上 と支援体制の 整備	就学事務担当者、特別支援学級担当者、 特別支援教育支援員研修会、特別支援 コーディネーター研修会の実施	全実施	全実施

主要施策 5

1 主要施策名	信頼される学校づくりの推進
2 担当課	学校教育課
3 取組・事業の目標	<p>①学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努める。</p> <p>②学校運営の評価をもとに教育活動の充実を図る。</p> <p>③コミュニティ・スクール等を活用し、地域住民等と連携した教育活動の推進を図る。</p> <p>④児童生徒の安全教育の充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進する。</p> <p>⑤デジタル技術を活用することにより学校事務の効率化を図るとともに、出欠連絡等の保護者の負担軽減を図る。</p>
4 取組・事業の内容	<p>①教職員研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育推進のための研修会の充実 ○教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援 ○管理職研修会、若年教職員研修会等の充実 ○「直方市小中学校教科等研究会」及び「自主的研修」の支援 ○教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援 <p>②学校運営・評価システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員制度の充実及び学校の「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進 ○学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進 <p>③地域住民等と連携した教育活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 ○「ふれあい交流事業」や地域住民等を活用した学習指導の支援 ○地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充 ○開かれた学校づくりを目指す「特色ある教育活動」の推進 <p>④安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関（警察、消防署、市関係部署）や地域団体等との連携強化 ○「学校危機管理マニュアル」の具体化と職員への浸透・徹底 ○通学路の安全点検及び整備促進 ○感染症対策の浸透・徹底 <p>⑤学校事務の効率化とDXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校と家庭のDXの推進 ○出欠等のやり取り、学校通信等のデジタル化 ○学力や健康診断等のデータの管理における統合システムの導入

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①教職員研修 の改善・充実	教育論文の応募数 20 点以上 (各学校 1 点以上)	17 点	18 点
②学校運営・評 価システム の充実	自己評価・関係者評価の実施と公表	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100% (R6 年度末)	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%
③地域住民等 と連携した 教育活動の 推進	研究指定校での学校運営協議会の開 催	年 3 回実施	年 3 回
④安全対策の 推進	地域・保護者と連携した通学路安全点 検の実施	100%実施	実施率 100%
⑤D X の推進 と学校事務 の効率化	欠席連絡、学校通信等「すぐーる」配 信活用率 指導要録のデジタル化移行	100% 今年度開始	100% 全小中学校

主要施策 6

1 主要施策名	教育環境の整備・充実
2 担当課	教育総務課
3 取組・事業の目標	<p>① 学校規模適正化基本計画と整合を図りながら、学校施設の改善整備を行う。</p> <p>② ICT環境の整備を推進する。</p> <p>③ 学校規模適正化基本計画を推進する。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 学校施設の整備・充実</p> <p>○体育館空調整備事業</p> <p>【整備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直方北小学校、新入小学校、感田小学校、下境小学校 ・直方第一中学校、直方第二中学校、直方第三中学校、植木中学校 <p>② ICT環境の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が推進する「GIGA スクール構想 第2期」で位置付けられている通信ネットワーク高速化を推進することにより、通信のボトルネック（渋滞）を解消し、1人1台端末をフル活用できる環境を整備する。 <p>③ 学校規模適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模適正化実行計画の策定 ・複式学級の解消

指標	指標の概要	現状値	目標値
① 学校施設の整備充実	小中学校の体育館空調整備校数	0校	8校
② ICT環境の整備推進	学校に引き込む光回線を10ギガにアップグレードする	0校	6校
③ 学校規模適正化の推進	学校規模適正化実行計画の策定 複式学級の解消	未策定 1校	策定 解消

主要施策 7

1 主要施策名	社会教育活動の促進
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>① 心の豊かさや生きがいをづくりのため、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した「学びの入口」となる機会を提供する。</p> <p>② 誰もがいつでもどこでも活用できる学びのプラットフォームを提供することにより、「学び」を通じたウェルビーイングを実現する。</p> <p>③ 地域の高齢者による学習支援ボランティアが、自分の経験や知識、特技を披露する場として、子どもたちとの交流の場を設けることにより、高齢者の生きがいをづくりや学習意欲を喚起するとともに子どもたちの体験学習を支援する。</p> <p>④ 市民文化祭の活性化を図り、市民の文化活動の充実を目指す。</p> <p>⑤ 社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた活動支援を図るとともに、団体等との連携に努める。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 生涯学習事業の推進 知的好奇心や知識欲を刺激することを目的に、各世代のニーズに合わせた分野・講師による定期講座や講演会等を実施する。</p> <p>② 生涯学習オンラインプラットフォームの活用 市および関連団体や市民のサークル活動等の情報を集約するとともに、地域人材のマッチング機能を持ったオンラインプラットフォームの活用を図る。</p> <p>③ 地域の高齢者による学習支援 地域の学習支援ボランティアが学校を訪問し、講座で学んだ内容及び今までの経験や知識、特技を活かし、子どもたちの総合学習等の場で教える「ふれあい交流事業」を実施する。</p> <p>④ 市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 R8 年度も開催方法を工夫しながら、市民文化活動の発表の場として活用してもらえよう、市民の文化活動の支援を行う。</p> <p>⑤ 社会教育団体の活動支援 芸術、歴史、芸能及び文化、スポーツ振興、青少年育成に関する団体や連合体が行う事業に対して支援を行う「社会教育活動費補助金」の制度を活用し、社会教育団体の活動の一部を補助する形で自発的学習活動の活性化に取り組む。</p>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
①生涯学習の推 進	講演会実施回数	—	10 回
	講演会参加者数	—	500 人
②生涯学習オン ラインプラッ トフォームの 構築	市民団体・サークル登録数	—	100 団体
	講座・講演会等登録数	—	50 講座
③地域の高齢者 による学習支 援	ふれあい交流実施回数	111 回 (R6)	110 回
④市民文化祭の 活性化	市民文化祭の参加人数	1,881 人	1,500 人
⑤社会教育団体 の活動支援	支援実施団体数	5 団体	5 団体

主要施策 8

1 主要施策名	青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>①自然とのふれあい体験や様々な生活体験活動を通して、健やかで、豊かな人間性を育み、広い視野や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成を図る。また、地域の歴史や伝統文化に触れる活動を通して、郷土への誇りや愛着を持つ機会の充実を図る。</p> <p>②音楽の専門家等が指導することにより、子どもたちが普段の授業等では得られない様々な体験や創作活動を通して、子どもの才能の芽を育む。</p> <p>③プロの演奏家から直接指導を受けることで、技術・意識の向上を図り、市内における吹奏楽の発展を目指す。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 青少年の体験活動・世代間交流事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アート系親子教室（2回程度） ・子ども向け料理教室 ・カヌー川下り ・職場体験（消防署） ・サイエンスショー（2回程度） ・ニュースポーツ体験会 ・親子陶芸教室 <p>② 子どもの才能の芽を育む事業の実施</p> <p>直方市出身のプロの声楽家である野上結美氏を各小中学校へ派遣して、合唱指導を行うことで、声を出し歌うことの楽しさを伝える。</p> <p>③ 中高生吹奏楽支援事業の実施</p> <p>市内の中学生・高校生の吹奏楽部を対象に、プロの演奏家が演奏方法や普段の練習の指導・アドバイスを行うことで、市内吹奏楽の発展を目指す。</p>

指標	指標の概要	現状値	目標値
①体験活動・交流事業	青少年育成市民会議事業の参加人数	457人	450人
②子どもの才能の芽を育む事業	参加人数	447人	1,000人
③中高生吹奏楽支援事業	参加人数	141人	150人

主要施策 9

1 主要施策名	文化施設の振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>① 文化施設の運営を行っている指定管理者と連携し、各施設の特徴を活かした管理運営を行う。</p> <p>② 各文化施設間の連携を強化し魅力的な運営を行う。</p> <p>③ ユメニティのおがた及び直方市立図書館の大規模改修を実施し、文化活動の拠点としての機能強化を図る。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 指定管理者と連携した特徴を活かした文化施設の活用と運営 直方谷尾美術館と連携し、直方の未来を担う子どもたちに芸術に触れる機会を創出し、個性を伸ばし想像力を育むために「第6回のおがた子どもアート大賞展」の開催に向けての取り組みを継続して行う。また、関係課や学校などと連携し、各施設の特徴を活かした事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節の生け花・食事の提供(直方歳時館) ・健康麻将教室(直方歳時館) ・三太郎 café、筑豊スイーツ(直方歳時館) ・社会科見学(直方市石炭記念館) ・子育て広場(直方市立図書館) ・移動図書館(上頓野小、下境小、中泉小、福地小) <p>② 文化施設間の連携強化 R7年にはユメニティのおがたが開館25周年を迎える。それらのアニバーサリー事業に向けて、それぞれの施設の企画展に関連した事業やイベントを行うなど施設間の連携強化を行う。</p> <p>③ ユメニティのおがた及び直方市立図書館の大規模改修 開館から、26年が経過しており、老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化を図る。R8年度は、ユメニティのおがたの改修を実施する。</p>

指標	指標の概要	現状値	目標値
①文化施設の活用	文化施設の年間利用者数	169,056人 (R6)	130,000人
②文化施設間の連携強化	文化施設間連携イベントの回数	5回 (R6)	5回
③大規模改修	大規模改修工事の進捗	—	完了

主要施策 10

1 主要施策名	スポーツの振興
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>① スポーツ関係団体等と連携して、市民がスポーツに親しめる機会を創出する。</p> <p>② 市民の誰もがスポーツに参加できる環境をつくるため、学校や地域と連携を図った事業を行う。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 各団体及び庁内関係課と連携したスポーツ活動の促進 スポーツ推進委員や地域総合型スポーツクラブ、庁内関係課と連携し、市民がスポーツに親しめる事業を実施する。</p> <p>○主催事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピラティス教室 ・こども相撲教室 ・こども陸上教室 ・体力テスト会 ・弓道教室 ・トランポリン教室 ・スポーツ推進団体関連事業 ・トップアスリート事業（フレンドリータウンシップ協定） 野球教室（ソフトバンクホークス） バレー教室（カノアラウレアーズ福岡） バスケットボール教室（ライジングゼファー福岡） サッカー教室（ギラヴァンツ北九州） 日本生命連携事業 <p>○その他事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わくわくのおがたスポーツクラブとの共催事業 <p>② 学校や地域と連携を図った事業の実施 直方市スポーツ推進委員協議会と学校や地域が連携し、カヌー教室やニュースポーツ体験などの事業を行う。</p>

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値
①スポーツに親しむ機会の創出	スポーツ教室等種目数 スポーツ教室参加者数	11 種目 538 人	12 種目 600 人
②学校や地域と連携を図った事業の実施	連携事業の回数	7 回	8 回

主要施策 11

1 主要施策名	文化財の保護と学習機会の充実
2 担当課	文化・スポーツ推進課
3 取組・事業の目標	<p>①歴史的価値の高い施設・資料の保存のため、必要に応じた修復を行った上で、国指定史跡筑豊炭田遺跡群を構成する模擬坑道や石炭記念館本館をより魅力ある施設として整備する。</p> <p>②郷土の歴史に直接触れる機会を提供し、誇りや愛着を持つ機運を醸成する。</p> <p>③故郷の歴史、文化財に誰もが接することができる機会を提供する。</p>
4 取組・事業の内容	<p>① 国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 石炭記念館本館の耐震補強工事等に関する実施設計に向けた発掘調査を実施する。</p> <p>② 郷土資料室の充実 郷土の歴史に興味を持ち、来館者に満足してもらえるよう、常設展の展示替えや魅力的な企画展を開催する。</p> <p>③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠賀川流域の古墳同時公開 ・文化財関係出前講座等 ・青少年事業での文化財関係イベントの実施

指標	指標の概要	現状値	目標値
①筑豊炭田遺跡群の整備保存	石炭記念館本館の発掘調査	—	実施
②郷土資料室の充実	常設展の展示替え・企画展の実施	0回	1回
③故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	古墳同時公開・出前講座等実施回数	5回	6回
	古墳同時公開・出前講座等来場者数	134人	400人

議案第 24 号

令和 7 年度 3 月補正予算について

令和 7 年度 3 月補正予算について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 2 月 10 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提案するものである。

令和7年度3月補正予算（概要）

教育総務課

1. 体育館空調整備事業（小学校）

- 概要

教育環境の改善及び避難所機能の強化のために国の空調設備整備臨時交付金を活用し、4小学校体育館に空調設備を整備するもの。令和8年度末までの整備完了予定。

- 整備対象校

直方北小学校、新入小学校、感田小学校、下境小学校

- 予算額

	款.項.目.節	予算額（千円）
工事費	10.2.4.14	306,112
カーテン	10.2.4.17	5,885

2. 体育館空調整備事業（中学校）

- 概要

教育環境の改善及び避難所機能の強化のために国の空調設備整備臨時交付金を活用し、4中学校体育館に空調設備を整備するもの。令和8年度夏季までに整備完了予定。

- 整備対象校

直方第一中学校、直方第二中学校、直方第三中学校、植木中学校

- 予算額

	款.項.目.節	予算額（千円）
工事費	10.3.4.14	141,182
カーテン	10.3.4.17	7,799

学校教育課

1. 債務負担行為（委託料）

事項	期間	限度額（千円）
中高生海外派遣事業委託料	令和7年度～令和8年度	14,275

文化・スポーツ推進課

1. 直方市文化施設管理事業（指定管理委託事業）

● 概要

文化施設の老朽化等により修繕を完了したもので、指定管理者がすでに支払った修繕料を精算するもの。

予算：10 款 4 項 12 目 12 節 文化施設管理委託料

施設名	内容	予算額（千円）
ユメニティのおがた	浄化槽修繕 他 12 件	3,020
図書館	授乳室改修 他 4 件	2,350
美術館	収蔵庫空調修繕 他 1 件	497
歳時館	トイレ修繕	17
石炭記念館	駐車場	227
合計		6,111

2. 債務負担行為（委託料）

● 概要

12 月議会において、文化施設指定管理委託料について債務負担行為の議決していただいたが、債務負担行為限度額を 2 年分の委託料で計上すべきところを、誤って 1 年分で計上していたため、債務負担行為限度額を 2 年分に補正するもの。

（単位：千円）

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
直方市文化施設 指定管理委託料	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	184,137	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	368,274

議案第 25 号

令和 8 年度当初予算について

令和 8 年度当初予算について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 2 月 10 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により提案するものである。

令和8年度当初予算（概要）

教育総務課

1. 学校規模適正化実行計画策定支援業務委託料（10款1項2目12節 委託費）

17,205千円

令和8年1月に策定した直方市学校規模適正化基本計画に基づき、今後の学校配置の具体的な計画を策定するための支援業務を委託するもの。

2. 小中学校給食事業（小学校）

● 小学校（10款2項5目10節 賄材料費）198,104千円

国の「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる小学校給食費の無償化）」により月額5,200円×11ヶ月分を市へ支援されるため、これに直方市独自で月額500円、総額15,070千円を上乗せして、給食費無償化する。

● 中学校（10款3項5目10節 賄材料費）111,829千円

保護者が負担する給食費4,900円/月と食材費5,750円/月の差額850円/月、総額14,867千円を直方市が負担して、給食費を据え置く。

学校教育課

1. 体育科水泳学習業務委託料（10款3項3目 委託料）3,564千円

89,100円×40回=3,564,000円

直方二中のプールが漏水しているが、修繕には多額の費用を要するうえ、プール水のろ過装置を設置していないため、今後、長期使用することが適切でないため、小学校と同じ条件（1クラス2回）により、民間プール施設で、水泳学習業務を委託するもの。現状では18クラス×2回=36回分+予備分4回を計上。

2. 中高生海外派遣事業（10款4項14目 委託料）14,275千円

本年度と参加人数は同じで計上しましたが、宿泊費の高騰から625,000円増額の14,275,000円を計上しております。

文化・スポーツ推進課

1. 文化施設整備事業（10 款 4 項 12 目）

① 12 節 文化財整備基本計画策定委託料 2,809 千円

直方谷尾美術館本館の改修工事に向けて、基本計画を委託するもの。

② 14 節 工事請負費 1,347,218 千円

ユメニティ直方及び直方市立図書館大規模改修工事の費用となります。R8 年度は、5 月から大ホールを休館とし、ユメニティのおがたの改修を実施予定。

2. その他文化施設費（10 款 4 項 12 目）

17 節 自動車購入費 6,378 千円

直方市立図書館で活用するための、移動図書館車の購入。
県のコミュニティ助成補助金（100%補助）を活用。

3. その他保健体育総務費（10 款 5 項 1 目）

12 節 スポーツ教室委託料 3,930 千円

フレンドリータウン協定等を締結しているプロチームと連携して実施するトップアスリートが指導する教室を実施するもの。

4. 直方市中学校部活動地域展開事業（10 款 5 項 1 目）

1 節 中学校部活動地域展開指導員報酬 7,113 千円

中学校部活動地域展開に伴って、指導員に支払う報酬。

5. 体育施設管理事業（10 款 5 項 2 目）

10 節 光熱水費 8,252 千円

体育施設の光熱水費。特に体育館アリーナへのエアコン設置に伴う、ガス料金の増加分 2,348 千円を計上するもの。

直方市一般会計予算

(単位：千円)

款	項	金額
	8 下水道費	98,076
9 消防費		858,020
	1 消防費	858,020
10 教育費		4,709,038
	1 教育総務費	1,442,193
	2 小学校費	930,399
	3 中学校費	511,845
	4 社会教育費	1,694,068
	5 保健体育費	130,533
12 公債費		2,449,610
	1 公債費	2,449,610
13 諸支出金		749,638
	2 公営企業費	746,138
	3 災害援護資金貸付金	3,500
14 予備費		3,000
	1 予備費	3,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
郵便料計器借上料	令和9年度～令和13年度	7,814
旧いこいの村SL移設業務委託料	令和9年度	20,884
電子計算機器借上料(令和8年度導入分：パソコン110台他一式)	令和9年度～令和13年度	58,747
電子計算機器借上料(令和8年度導入分：ノートパソコン85台他一式)	令和9年度～令和13年度	38,729
福祉システム入力業務等事務委託料(子育て・障がい支援課)	令和9年度～令和10年度	12,804
福祉システム入力業務等事務委託料(健康長寿課)	令和9年度～令和10年度	4,024
福祉システム入力業務等事務委託料(教育総務課)	令和9年度～令和10年度	5,487
福祉システム入力業務等事務委託料(こども育成課)	令和9年度～令和10年度	14,267
マイナ救急委託料	令和9年度～令和11年度	828
消防庁舎照明機器借上料	令和9年度～令和18年度	10,425

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 教育委員会費	3,160	3,293	△133				3,160	1 報酬	2,607	教育委員報酬 4人
								8 旅費	207	普通旅費 81 費用弁償 126
								9 交際費	199	委員会交際費
								13 使用料及び賃借料	32	有料道路通行料 20 駐車場使用料 12
								18 負担金補助及び交付金	115	福岡県市町村教育委員会連絡協議会負担金 100 北九州地区市町教育委員会連絡協議会負担金 15
2 事務局費	273,998	238,640	35,358	県支出金 936		財産収入 1 諸収入 1	273,060	1 報酬	4,568	会計年度任用職員報酬 2人 4,312 いじめ問題調査委員会委員報酬 4人 256
								2 給料	115,886	一般職給 26人 108,110 特別職給 1人 7,776 教育長 月 648,000円
								3 職員手当等	79,116	扶養手当 4,572 管理職手当 2,412 時間外勤務手当 9,290 通勤手当 3,460 住居手当 1,320 期末勤勉手当 53,241 地域手当 4,821
								4 共済費	41,474	共済組合負担金 40,713 災害補償負担金 180

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									各種保険料	581	
								7 報償費	30	報償金	
								8 旅費	141	普通旅費	38
										費用弁償	103
								9 交際費	12	委員会交際費	
								10 需用費	4,985	消耗品費	2,005
										燃料費	2,638
										食糧費	10
										修繕料	332
								11 役務費	9,437	通信運搬費	2,431
										手数料	6,974
										保険料	32
								12 委託料	17,311	基礎学力補充指導委託料	352
										中学校ブロック人権教育推進事業委託料	426
										福祉システム入力業務等事務委託料	2,744
										学校給食費収納事務委託料	215
										学校規模適正化実行計画策定支援業務委託料	13,178
										学校諸費管理システム保守委託料	396
								13 使用料及び賃借料	714	有料道路通行料	38
										パソコンソフト借上料	120
										駐車場使用料	6
										ライセンス使用料	550

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分		金額		
				国庫支出金	地方債	その他						
									17 備品購入費	5	図書購入費	
									18 負担金補助及び交付金	281	各種会議負担金	10
											全国都市教育長協議会負担金	21
											九州都市教育長協議会負担金	15
											人権教育研究協議会補助金	161
											学校保健会補助金	74
									24 積立金	1	市立学校基金積立金	
									26 公課費	37	自動車重量税	
4 幼児教育振興費	1,137,264	967,232	170,032	国庫支出金 449,803	26,900	繰入金 10,729	330,759	7 報償費	60	報償金		
				県支出金 319,073				8 旅費	3	普通旅費		
								10 需用費	60	消耗品費	30	
										食糧費	30	
								12 委託料	4,517	幼児教育連携事業委託料	2,009	
										不登園児家庭の支援事業委託料	708	
										幼児教育のための体験事業委託料	1,800	
								13 使用料及び賃借料	140	会場借上料	120	
										駐車場借上料	20	
								18 負担金補助及び交付金	136,297	一時預かり事業（幼稚園型）補助金	18,695	
										保育研修事業等補助金	800	
										幼稚園給食費補助金	1,020	
										一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）補助金		
											7,632	
										多子世帯保育料支援補助金	7,200	

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									認定こども園施設整備補助金 100,950	
							19 扶助費	996,187	幼稚園施設型給付費 587,480 認定こども園施設型給付費 365,852 認定こども園(教育)無償化給付費 6,780 私立幼稚園無償化給付費 35,934 国立幼稚園無償化給付費 141	
5 奨学金費	3,040	3,760	△720	県支出金 66		繰入金 2,880	94		1 報酬 64 ハートフル奨学金審議会委員報酬 5人 7 報償費 28 報償金 8 旅費 2 普通旅費 10 需用費 66 消耗品費 19 扶助費 2,880 ハートフル奨学金	
7 特別支援 教育費	328	431	△103				328		1 報酬 52 教育支援委員報酬 4人 7 報償費 78 報償金 8 旅費 12 普通旅費 10 需用費 53 消耗品費 17 備品購入 費 1 教材器具費 18 負担金補 助及び交 付金 132 特別支援教育後援会補助金	
9 教育研究 所費	11,160	11,361	△201	県支出金 2,452			8,708		1 報酬 3,142 会計年度任用職員報酬 1人 3 職員手当 等 1,212 期末勤勉手当 4 共済費 764 共済組合負担金 329	

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
								各種保険料	435		
								7 報償費	3,453	報償金	
								8 旅費	211	普通旅費	4
										費用弁償	207
								10 需用費	182	消耗品費	
								12 委託料	2,187	学力検査委託料	
								17 備品購入費	1	庁用器具費	
								18 負担金補助及び交付金	8	教育研究所連盟負担金	
10 教育支援センター費	13,243	20,275	△7,032				13,243	1 報酬	8,034	会計年度任用職員報酬	5人
								3 職員手当等	3,113	期末勤勉手当	
								4 共済費	657	共済組合負担金	283
										各種保険料	374
								8 旅費	386	普通旅費	8
										費用弁償	378
								10 需用費	177	消耗品費	77
										修繕料	100
								11 役務費	26	通信運搬費	
								13 使用料及び賃借料	240	回線使用料	

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								17 備品購入費	610	教材器具費
計	1,442,193	1,244,992	197,201	772,330	26,900	13,611	629,352			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	186,132	168,430	17,702			使用料 1,699 諸収入 1,848	182,585	10 需用費	120,710	消耗品費 燃料費 食糧費 光熱水費 修繕料	8,047 14 39 73,680 38,930
								11 役務費	35,754	通信運搬費 手数料	703 35,051
								12 委託料	21,857	警備委託料 浄化槽管理委託料 消防設備管理委託料 電気工作物保安業務委託料 廃棄物処理委託料 空調設備保守点検委託料 プール循環浄化装置保守点検委託料 小学校屋外遊具点検業務委託料 グリストラップ清掃業務委託料	11,026 2,683 1,541 4,846 84 792 385 293 207
								13 使用料及び賃借料	1,688	土地借上料 機器借上料	158 1,530
								15 原材料費	460	原材料費	
								17 備品購入費	5,638	校用器具費	
								18 負担金補助及び交付金	25	各種研修会講習会負担金	

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
2 教育振興費	222,793	221,807	986	国庫支出金 2,514		繰入金 825	219,454	1 報酬 4,905	会計年度任用職員報酬 2人	
								3 職員手当等 1,901	期末勤勉手当	
								4 共済費 1,161	共済組合負担金 501 各種保険料 660	
								8 旅費 187	費用弁償	
								10 需用費 18,922	消耗品費 16,240 修繕料 2,682	
								11 役務費 5,791	通信運搬費 5,621 手数料 170	
								12 委託料 49,264	タブレット操作等支援業務委託料 1,646 フィルタリングソフト設定委託料 6,292 G I G Aスクール環境運用保守委託料 14,160 学校支援業務委託料 13,331 データセンター運用保守委託料 7,555 パソコン運用保守委託料 6,280	
								13 使用料及び賃借料 60,361	機器借上料 19,606 ライセンス使用料 7,575 タブレット端末借上料 33,180	
								17 備品購入費 13,973	図書購入費 4,058 校用器具費 2,178 教材器具費 7,737	
								19 扶助費 66,328	要保護及び準要保護児童修学旅行費 4,708	

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									準要保護児童学用品費及び通学用品費 11,327 準要保護児童給食費 38,473 準要保護児童通学費 10 要保護及び準要保護児童医療費 468 要保護及び準要保護児童社会見学費 803 準要保護新入学児童学用品費 9,903 要保護及び準要保護児童自然教室費 636	
3 教育指導費	178,925	159,900	19,025	県支出金 3,499		繰入金 19,022 諸収入 1,054	155,350	1 報酬 75,133 2 給料 13,416 3 職員手当等 33,700 4 共済費 19,087 7 報償費 3,652 8 旅費 1,892	会計年度任用職員報酬 40人 65,871 学校医等報酬 41人 9,242 結核対策委員会委員報酬 3人 20 一般職給 4人 扶養手当 1,872 通勤手当 505 住居手当 1,344 期末勤勉手当 29,227 地域手当 612 義務教育等教員特別手当 140 共済組合負担金 10,762 災害補償負担金 11 各種保険料 8,314 報償金 普通旅費 72 費用弁償 1,820	

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							10 需用費	5,289	消耗品費 4,469 食糧費 172 修繕料 100 医薬材料費 548	
							11 役務費	1,089	手数料 524 保険料 565	
							12 委託料	17,993	警備委託料 37 就学时健康診断委託料 60 定期健康診断委託料 1,767 教職員成人病検診委託料 2,725 体育科水泳学習業務委託料 8,019 文化展委託料 153 オンライン英会話レッスン委託料 2,298 小中学校コンクール業務委託料 338 デジタル教材調達委託料 2,596	
							13 使用料及び賃借料	4,710	自動車借上料 3,062 会場借上料 363 器具借上料 1,285	
							17 備品購入費	317	保健備品費	
							18 負担金補助及び交付金	2,647	日本スポーツ振興センター負担金 2,481 直方・宮若・鞍手地区学校警察連絡協議会負担金 19 図書館協議会等負担金 86	

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									小学校教科等研究会補助金 61	
5 学校給食費	342,549	344,366	△1,817			繰入金 40,100 諸収入 156,425	146,024	1 報酬 90 7 報償費 28 10 需用費 212,226 11 役務費 939 12 委託料 122,055 17 備品購入費 7,211	学校給食運営審議会委員報酬 7人 報償金 消耗品費 4,661 燃料費 7,061 修繕料 2,400 賄材料費 198,104 手数料 小学校給食室生ごみ処理機保守委託料 951 小学校給食調理業務委託料 121,104 給食備品費	
学校建設費	-	2,693	△2,693						(廃目)	
計	930,399	897,196	33,203	6,013		220,973	703,413			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明			
				特定財源			一般財源	区分	金額				
				国庫支出金	地方債	その他							
1 学校管理費	82,157	59,897	22,260			使用料	80,845	10 需用費	54,914	消耗品費	3,936		
						618				燃料費	1,273		
						諸収入				食糧費	14		
						694				光熱水費	32,578		
										修繕料	17,113		
										11 役務費	13,323	通信運搬費	277
												手数料	13,046
										12 委託料	9,870	警備委託料	4,010
												浄化槽管理委託料	1,898
												消防設備管理委託料	528
			電気工作物保安業務委託料	2,175									
			空調設備保守点検委託料	286									
			プール循環浄化装置保守点検委託料	165									
			中学校屋外遊具点検業務委託料	49									
			バスケットゴール点検業務委託料	759									
			13 使用料及び賃借料	1,153	土地借上料	24							
					機器借上料	1,129							
			15 原材料費	292	原材料費								
			17 備品購入費	2,605	校用器具費								
2 教育振興費	155,849	210,136	△54,287	国庫支出金 645		繰入金	153,254	7 報償費	1,728	報償金			
						798		8 旅費	3	普通旅費			
						県支出金 1,152		10 需用費	11,050	消耗品費	9,519		
									修繕料	1,531			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							11 役務費	3,807	通信運搬費 3,683 手数料 124	
							12 委託料	39,564	外国語指導業務委託料 21,648 タブレット操作等支援業務委託料 599 フィルタリングソフト設定委託料 2,288 G I G Aスクール環境運用保守委託料 5,149 学校支援業務委託料 4,848 データセンター運用保守委託料 2,748 パソコン運用保守委託料 2,284	
							13 使用料及び賃借料	22,726	会場借上料 250 ライセンス使用料 4,585 タブレット端末借上料 17,891	
							17 備品購入費	7,856	図書購入費 2,184 校用器具費 792 教材器具費 4,880	
							18 負担金補助及び交付金	998	中学校体育連盟負担金 651 中学校文化連盟負担金 47 部活動出場費補助金 300	
							19 扶助費	68,117	要保護及び準要保護生徒修学旅行費 10,678 準要保護生徒学用品費及び通学用品費 14,018 準要保護生徒給食費 29,304 要保護及び準要保護生徒医療費 232	

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
									準要保護新入学生徒学用品費 12,069 準要保護生徒通学費 10 要保護及び準要保護生徒宿泊訓練費 1,193 要保護及び準要保護生徒社会見学費 613	
3 教育指導費	47,647	52,294	△4,647	国庫支出金 818		繰入金 819 諸収入 598	45,412	1 報酬 20,685 3 職員手当等 6,462 4 共済費 3,944 7 報償費 631 8 旅費 590 10 需用費 3,320 11 役務費 1,443 12 委託料 7,468	会計年度任用職員報酬 10人 16,676 学校医等報酬 19人 3,989 結核対策委員会委員報酬 3人 20 期末勤勉手当 共済組合負担金 1,709 各種保険料 2,235 報償金 541 賞賜金 90 普通旅費 100 費用弁償 490 消耗品費 2,107 食糧費 63 修繕料 100 医薬材料費 1,050 手数料 877 保険料 566 警備委託料 15 心臓検診委託料 946 定期健康診断委託料 105	

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									教職員成人病検診委託料 1,031 体育科水泳学習業務委託料 3,564 生徒検尿委託料 443 デジタル教材調達委託料 1,364 13 使用料及び賃借料 1,153 自動車借上料 401 会場借上料 211 器具借上料 541 17 備品購入費 331 教材器具費 300 保健備品費 31 18 負担金補助及び交付金 1,620 日本スポーツ振興センター負担金 1,450 直方・宮若・鞍手地区学校警察連絡協議会負担金 13 図書館協議会等負担金 102 中学校教科等研究会補助金 55	
5 学校給食費	226,192	222,555	3,637			繰入金 16,249 諸収入 94,624	115,319	1 報酬 2,884 会計年度任用職員報酬 1人 2,858 学校給食運営審議会委員報酬 2人 26 3 職員手当等 1,108 期末勤勉手当 4 共済費 847 共済組合負担金 8 旅費 89 普通旅費 9 費用弁償 80 10 需用費 112,418 消耗品費 489 修繕料 100 賄材料費 111,829		

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								11 役務費	300	手数料
								12 委託料	108,516	中学校給食調理配送等業務委託料
								17 備品購入費	30	給食備品費
学校建設費	-	2,693	△2,693							(廃目)
計	511,845	547,575	△35,730	2,615		114,400	394,830			

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育 総務費	60,951	60,341	610			使用料	60,930	1 報酬	2,454	会計年度任用職員報酬 1人	2,358
						21		2 給料	27,155	社会教育委員報酬 5人	96
								3 職員手当 等	18,893	一般職給 7人	
										扶養手当	1,638
										管理職手当	555
										時間外勤務手当	1,470
										通勤手当	383
										住居手当	336
										期末勤勉手当	13,359
										地域手当	1,152
				4 共済費	10,147	共済組合負担金	9,790				
						災害補償負担金	42				
						各種保険料	315				
						8 旅費	47	普通旅費	1		
								費用弁償	46		
						10 需用費	12	消耗品費			
						12 委託料	2,220	水辺館管理運営委託料			
						13 使用料及 び賃借料	1	駐車場使用料			
						18 負担金補 助及び交 付金	22	福岡県社会教育委員連絡協議会負担金			
2 公民館費	15,476	42,793	△27,317			使用料	11,029	1 報酬	64	公民館運営審議会委員報酬 5人	
						4,151		8 旅費	1	普通旅費	

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
						諸収入 296				
							10 需用費	4,271	消耗品費 437 光熱水費 2,770 修繕料 1,064	
							11 役務費	428	通信運搬費 251 手数料 96 保険料 81	
							12 委託料	10,469	清掃委託料 2,934 警備委託料 324 消防設備管理委託料 281 電気工作物保安業務委託料 497 エレベーター管理委託料 212 空調設備保守管理委託料 106 自動ドア保守管理委託料 32 防火対象物定期点検委託料 54 施設管理業務委託料 3,866 不動産鑑定評価業務委託料 222 公共施設予約システム保守点検業務委託料 1,941	
							13 使用料及び賃借料	13	テレビ聴視料	
							18 負担金補助及び交付金	110	福岡県公民館連合会負担金 56 視聴覚協会負担金 54	
							20 貸付金	120	窓口用つり銭貸付金	

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
3 社会学級費	9,287	10,941	△1,654			繰入金	7,855	1 報酬	4,712	会計年度任用職員報酬 2人
						1,282		3 職員手当等	1,812	期末勤勉手当
						150		4 共済費	1,127	共済組合負担金 486 各種保険料 641
								7 報償費	1,080	報償金
								8 旅費	200	費用弁償
								10 需用費	156	消耗品費 101 印刷製本費 55
								12 委託料	200	生涯学習推進事業委託料
4 多文化共生推進費	5,191	19,908	△14,717			諸収入	4,651	1 報酬	2,386	会計年度任用職員報酬 1人
						540		3 職員手当等	892	期末勤勉手当
								4 共済費	592	共済組合負担金 256 各種保険料 336
								7 報償費	1,134	報償金
								8 旅費	147	費用弁償
								10 需用費	40	消耗品費
12 文化施設費	1,547,300	183,997	1,363,303	国庫支出金 673,609	606,200	使用料	258,730	10 需用費	1,298	修繕料
						26		12 委託料	192,230	文化施設管理委託料 189,421 文化財整備基本計画策定委託料 2,809
						繰入金 2,809		13 使用料及び賃借料	19	土地借上料
						諸収入 5,926				

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								14 工事請負費	1,347,218	工事請負費 別紙箇所表 (P. 232)
								17 備品購入費	6,378	自動車購入費
								18 負担金補助及び交付金	157	商店街アーケード負担金
13 文化振興費	1,374	1,611	△237			財産収入 1 諸収入 60	1,313	1 報酬	192	文化芸術振興審議会委員報酬 6人
								7 報償費	100	報償金
								18 負担金補助及び交付金	1,021	市民文化祭負担金 600 直方文化連盟補助金 151 筑豊美術協会補助金 270
								24 積立金	61	文化振興基金積立金
14 青少年対策費	29,414	29,204	210	県支出金 5,818		使用料 10 繰入金 2,555 諸収入 5,000	16,031	1 報酬	4,997	会計年度任用職員報酬 2人
								3 職員手当等	1,902	期末勤勉手当
								4 共済費	1,161	共済組合負担金 501 各種保険料 660
								7 報償費	639	報償金 135 賞賜金 504
								8 旅費	127	普通旅費 30 費用弁償 97

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								10 需用費	255	消耗品費 20 印刷製本費 72 光熱水費 163
								11 役務費	47	通信運搬費
								12 委託料	18,377	警備委託料 144 草刈委託料 190 浄化槽管理委託料 114 看板作製委託料 152 石炭記念館見学委託料 605 高取焼体験委託料 642 グローバル人材育成事業委託料 14,275 アウトリーチ事業委託料 2,255
								13 使用料及び賃借料	81	会場借上料 33 駐車場借上料 48
								18 負担金補助及び交付金	1,828	直轄地域未来の地域リーダー育成プログラム 事業負担金 681 福岡県子ども会育成連合会負担金 10 直方市青少年育成市民会議補助金 146 直方警察署少年補導員連絡会補助金 81 直方市PTA連合会補助金 110 文化芸術奨学補助金 800
19 文化財費	25,075	44,972	△19,897			諸収入 1,169	23,906	1 報酬	8,014	会計年度任用職員報酬 7人 7,860 文化財専門委員報酬 8人 154
								2 給料	2,852	一般職給 1人

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							3 職員手当等	4,130	時間外勤務手当 90 通勤手当 242 期末勤勉手当 3,683 地域手当 115	
							4 共済費	2,668	共済組合負担金 1,649 災害補償負担金 8 各種保険料 1,011	
							7 報償費	1	報償金	
							8 旅費	395	普通旅費 92 費用弁償 303	
							10 需用費	3,189	消耗品費 330 印刷製本費 1,155 光熱水費 241 修繕料 1,463	
							11 役務費	171	通信運搬費 55 手数料 98 保険料 18	
							12 委託料	2,857	警備委託料 267 浄化槽管理委託料 115 水町遺跡公園管理委託料 1,675 試掘・発掘調査重機支援業務委託料 800	
							13 使用料及び賃借料	222	駐車場使用料 3 電算機使用料 219	

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								17 備品購入費	156	パソコン機器購入費
								18 負担金補助及び交付金	420	福岡県市町村文化財保存整備協議会負担金 20 伝統文化振興事業補助金 400
計	1,694,068	393,767	1,300,301	679,427	606,200	23,996	384,445			

(款) 10. 教育費

(項) 5. 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	99,078	79,191	19,887			使用料 10,806 財産収入 1 繰入金 5,635 諸収入 60	82,576	1 報酬 42,569	会計年度任用職員報酬 15人 34,604 スポーツ推進審議会委員報酬 8人 52 スポーツ推進委員報酬 25人 800 中学校部活動地域展開指導員報酬 44人 7,113	
								2 給料 9,158	一般職給 2人	
								3 職員手当 等 19,158	扶養手当 156 時間外勤務手当 830 通勤手当 362 住居手当 333 期末勤勉手当 17,104 地域手当 373	
								4 共済費 10,601	共済組合負担金 6,338 災害補償負担金 24 各種保険料 4,239	
								7 報償費 28	報償金	
								8 旅費 821	普通旅費 21 費用弁償 800	
								10 需用費 958	消耗品費 127 修繕料 800 賄材料費 30 医薬材料費 1	
								11 役務費 95	手数料 1 保険料 94	

(款) 10. 教育費

(項) 5. 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								12 委託料	13,578	スポーツ教室委託料 5,413 地域おこし協力隊業務委託料 3,500 スポーツ推進事業管理業務委託料 4,665
								13 使用料及び賃借料	20	土地借上料
								18 負担金補助及び交付金	2,091	福岡県スポーツ推進委員協議会負担金 53 北部地区スポーツ推進委員協議会負担金 25 全国スポーツ推進委員協議会負担金 13 地域おこし協力隊活動費補助金 1,700 体育協会80周年記念事業共催負担金 300
								24 積立金	1	体育施設整備基金積立金
2 体育施設費	31,455	27,033	4,422			使用料 8,185 諸収入 1,430	21,840	10 需用費	13,168	消耗品費 492 光熱水費 8,252 修繕料 4,424
								11 役務費	1,853	通信運搬費 457 手数料 1,396
								12 委託料	15,894	清掃委託料 3,346 警備委託料 1,256 浄化槽管理委託料 1,299 消防設備管理委託料 355 電気工作物保安業務委託料 801 植木剪定及び草刈委託料 2,315 自動ドア保守管理委託料 50 防火対象物定期点検委託料 81

(款) 10. 教育費

(項) 5. 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									体育施設管理業務委託料 5,751 除草剤散布業務委託料 640 13 使用料及び賃借料 190 器具借上料 165 テレビ聴視料 25 15 原材料費 10 原材料費 17 備品購入費 290 体育備品費 20 貸付金 50 使用料つり銭貸付金	
計	130,533	106,224	24,309			26,117	104,416			

議案第 26 号

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 2 月 10 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則

直方市児童生徒就学援助規則（平成19年直方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「57,060円」を「64,300円」に、「63,000円」を「81,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新					旧				
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)				
費目名	学校種別	学年	金額		費目名	学校種別	学年	金額	
1 学用品費及び 通学用品費	小学校	1	(月額)1,100円		1 学用品費及び 通学用品費	小学校	1	(月額)1,100円	
		2~6	(月額)1,290円				中学校	2~6	(月額)1,290円
	中学校	1	(年額)25,040円			中学校		1	(年額)25,040円
		2~3	(年額)27,310円				中学校	2~3	(年額)27,310円
2 新入学児童生 徒学用品費	小学校	1	64,300円		2 新入学児童生 徒学用品費	小学校		1	57,060円
	中学校	1	81,000円			中学校	1	63,000円	
3 修学旅行費	小学校	6	27,690円		3 修学旅行費	小学校	6	27,690円	
	中学校	2	65,910円			中学校	2	65,910円	
4 社会見学旅行 費	小学校	4~5	2,650円		4 社会見学旅行 費	小学校	4~5	2,650円	
	中学校	1~3	2,930円			中学校	1~3	2,930円	
5 自然教室費	小学校	5	4,000円		5 自然教室費	小学校	5	4,000円	
6 ふれあい学級 宿泊訓練費	中学校	1	6,210円		6 ふれあい学級 宿泊訓練費	中学校	1	6,210円	
7 学校給食費	小学校	1~6	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則(令和3年直方市規則第50号)第9条に定める額		7 学校給食費	小学校	1~6	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則(令和3年直方市規則第50号)第9条に定める額	
	中学校	1~3	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則第10条に定める額			中学校	1~3	直方市学校給食費の管理に関する条例施行規則第10条に定める額	
8 医療費	小学校	該当児童生徒が在籍する学校において受診した健康診断において診断さ			8 医療費	小学校	該当児童生徒が在籍する学校において受診した健康診断において診断さ		
	中学校					中学校			

			れた学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条に規定する政令で定めた疾病について、診療報酬を基準として算定した医療費総額から健康保険等が負担すべき額を控除した自己負担相当額	
9	通学費	小学校	1～6	実費
		中学校	1～3	

備考

- 1 新入学児童生徒学用品費は、該当年度の4月末日までに申請した被援助保護者に対してのみ支給する。
- 2 修学旅行費、社会見学旅行費、自然教室費及びふれあい学級宿泊訓練費について、欠席に伴うキャンセル料が生じた場合には、その実費を上限として給付を行う。
- 3 医療費は、有効期間を健康診断実施日以降8月末日までとする医療券を配布し、現物給付を行う。9月以降翌年3月までについては、原則として、医療費の給付は行わない。
- 4 通学費は、直方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和52年直方市教育委員会規則第3号)第2条に定められた通学区域の小中学校に在籍する支給対象児童生徒のうち、児童については片道4キロメートル、生徒については片道6キロメートル以上の通学距離で、最も経済的な通常の通学経路及び方法で、旅客運賃を徴する公共交通機関で通学している場合に限る。ただし、特別支援学級に在籍する支給対象児童生徒については、通学区域及び通学距離を問わない。

			れた学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条に規定する政令で定めた疾病について、診療報酬を基準として算定した医療費総額から健康保険等が負担すべき額を控除した自己負担相当額	
9	通学費	小学校	1～6	実費
		中学校	1～3	

備考

- 1 新入学児童生徒学用品費は、該当年度の4月末日までに申請した被援助保護者に対してのみ支給する。
- 2 修学旅行費、社会見学旅行費、自然教室費及びふれあい学級宿泊訓練費について、欠席に伴うキャンセル料が生じた場合には、その実費を上限として給付を行う。
- 3 医療費は、有効期間を健康診断実施日以降8月末日までとする医療券を配布し、現物給付を行う。9月以降翌年3月までについては、原則として、医療費の給付は行わない。
- 4 通学費は、直方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和52年直方市教育委員会規則第3号)第2条に定められた通学区域の小中学校に在籍する支給対象児童生徒のうち、児童については片道4キロメートル、生徒については片道6キロメートル以上の通学距離で、最も経済的な通常の通学経路及び方法で、旅客運賃を徴する公共交通機関で通学している場合に限る。ただし、特別支援学級に在籍する支給対象児童生徒については、通学区域及び通学距離を問わない。

直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年直方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了に関する事項及び」を「及び終了に関する事項その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

直方市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) _____利用定員</p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項</u> <u>その他の利用に当たっての留意事項</u></p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) <u>乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び</u> <u>_____利用に当たっての留意事項</u></p>

(8)～(11) 省略

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 省略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 省略

2 省略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

(8)～(11) 省略

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 省略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 省略

2 省略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)

_____の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(新設)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。_____

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員____は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

直方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明

し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子ども

に係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該

費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、そ

の業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することがで

きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

(令和七年十一月十三日)

(内閣府令第九十五号)

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十四条の三において準用する同法第四十六条第三項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を次のように定める。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準(第三条)

第二節 運営に関する基準(第四条―第三十二条)

第三章 雑則(第三十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)に係る法第五十四条の三において準用する法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の規定による基準
- 二 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって

従うべき基準 第四条から第六条まで、第十二条、第十四条、第二十三条から第二十五条まで及び第三十条の規定による基準

三 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

(一般原則)

第二条 特定乳児等通園支援事業者(法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等(法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」

という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員(法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

(面談)

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第三十条の二十第五項(法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に

要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用

四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保

護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第二十二条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第二十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十三条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(秘密保持等)

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第五十九条第一号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該

市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- 二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- 三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 雑則

(電磁的記録等)

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- 二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは

「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令の公布の日から令和八年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)第一条の規定(同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。)による改正後の法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

令和8年2月10日

直方市学校規模適正化基本計画に基づく複式学級解消について（経過報告）

教育総務課

1. 経過報告

- 1/23 臨時庁議（市長、副市長、各部長へ説明）
- 1/28 中泉小学校（教職員へ説明）
- 1/29 議員報告会（全市議会議員へ説明）
- 1/29 下境小学校（教職員へ説明）
- 1/29 中泉小学校、下境小学校（保護者説明会の案内文書送付）
- 2/4 中泉校区自治会（役員へ説明）
- 2/5 中泉小学校（保護者説明会）

2. 今後の予定

- 2/16 庁議（市役所の全職員へ周知）
- 2/13 下境校区自治会（役員へ説明）
- 2/20 下境小学校（保護者説明会）